徳島県開発審査会公開要領

（趣旨）

第１条　この要領は、徳島県開発審査会運営規定第５条第２項の規定に基づき、会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の開催の周知）

第２条　周知の方法は、徳島県のホームページへの掲載等により行うものとする。

２　周知の内容は、会議の名称、日時、場所、議題、傍聴手続き、その他必要な事項とする。

（傍聴人の申出等）

第３条　傍聴を希望する者は、会議の当日、会議の開会予定時刻の１時間前から３０分前までに、会場の受付に申し出なければならない。

２　傍聴の受付は、先着順により行い、申出者が定員を超える場合は、会議の開会前に抽選により決定する。

３　傍聴人とは、前項により決定した者をいう。

（傍聴人の定員等）

第４条　傍聴人の定員は１５人以内とし、会場に一定の傍聴席を設けるものとする。

（会場へ入場できない者）

第５条　次に掲げる者は、会場に入場することができない。

一　酒気を帯びていると認められる者

二　異様な服装をしている者

三　凶器その他危険物と認められる物品を携帯し又は獣類を連れた者

四　傘、幟、標識、ビラ、看板、鉢巻、その他これらに類するものを携帯した者

五　その他審議を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第６条　傍聴人は、傍聴席にあっては次の事項を遵守しなければならない。

一　会議における言論への批判、可否の表明、拍手などをしないこと

二　帽子、外套の類を着用しないこと

三　許可なく写真やビデオの撮影、録音などをしないこと

四　私語、談論、放歌、高笑いなどをしないこと

五　ポケベル、携帯電話などを使用しないこと

六　みだりに席を離れないこと

七　飲食又は喫煙をしないこと

八　前各号に揚げるもののほか、会場の秩序を乱したり議事の妨害となるような行為

をしないこと

（係員の指示）
第７条　傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

（傍聴人の退場）
第８条　傍聴人は、次の各号に掲げる場合には、速やかに退場しなければならない。
一　会長が非公開であることを宣言し、傍聴人の退場を命じたとき
二　傍聴人が規定に違反し、会長が退場を命じたとき
２　前項第２号の規定により退場を命ぜられた者は、当日再び会場に入ることはできない。

（報道関係者の取扱）
第９条　徳島県県政記者クラブ及び民放記者クラブに加盟する社の記者並びに徳島県地方新聞協会加盟社のうち日刊紙を発行する社の記者（以下「報道関係者」という。）は、第３条及び第４条の規定に関わらず、公開の会議を傍聴することができる。
２　第６条から第８条までの規定は、報道関係者が会議を傍聴する場合に準用する。ただし、報道関係者は、第６条第３号の規定に関わらず、議案の審議に入る前までに限り、写真やビデオの撮影、録音などをすることができる。

（その他）
第１０条　その他この要領の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則
この要領は、平成２２年７月２８日から施行する。